

2012年8月 吉日

宮城県知事
村井 嘉浩 殿

宮城県立船岡養護学校同窓会
会長 杉山 裕信

同窓会のアンケート結果から見る 災害時における障がい者の支援についての要望

私たち船岡養護学校同窓会では、船岡養護学校及び船岡支援学校同窓生 670 名余りいるうち住所がわかる 500 名余りに対し、2011 年 3 月 11 日にあった東日本大震災の被害状況や同窓会として今後何ができるかを考えるために、アンケート調査を昨年 8 月に行いました。その中で様々な要望等がありましたので、アンケート結果報告とともに要望書として提出いたします。

なお、これから対策をお聞きしたいと思いますので、以下のことにつきまして、文書にてご回答をよろしくお願ひいたします。

要望文

1. アンケートの結果、回答をくれた会員の半数以上が被災した後も自宅で過ごしていました。今回の震災では自宅の倒壊をまぬがれた会員は、家が多少壊れても、そこで過ごした会員もいました。やはり自宅の方が暮らしやすいのでしょうか、津波で家を流された会員などもいますので、避難所で障がい者も生活できるような避難所のバリアフリー整備を急いでして頂きたい。その方法は具体的に以下の 3 つがあると思います。

- (1) 福祉避難所を増やし、そこでのスタッフ体制（人員や運営方法）なども決める。
- (2) 一般避難所のバリアフリー整備（バリアフリートイレなど）を進め、そこでも障がいによっては個室が提供でき、障がい者も避難生活ができるようにする。
- (3) 今回の震災では、地震が起きた時刻が日中活動をしていた時間帯だったので、施設にいる会員はそこがそのまま避難所になってしまった。そこで、今後はこうした施設を緊急福祉避難所として登録できて福祉避難所並みのサポートが受けられるようにする。

2. 震災で会員が困ったことは多種多様ありますが、地域の力で何とか避難生活ができる会員はいるものの、そういうものがなく孤立している人にとっては県外避難も含め被災地から逃げるか物流などが復旧するまでひたすら我慢するしかありません。障がい者施設や障がい者団体やボランティア団体など何かにかかわっていない会員は

支援を受けることができませんでした。これを解決する方法として次のことを要望いたします。

(1) 地域の力として、民生委員・町内会・中学校・高校・大学それから私たちのような同窓会や市民団体などが連絡をとって安否確認の段階から支援体制を作らなければ、もれなく支援することはできないものと考えます。できる所からにはなりますが早急に体制づくりにとりかかっていただきたい。

3. 福祉避難所について同窓生にアンケート調査をした結果、利用した会員は少なかったのですが、今後身内がいなくなつた時に使いたいなど期待は大きいし、必要性は増してくると思われます。しかし、そのわりにはこの福祉避難所についての認知度は高いとは言えません。その一方で、一般避難所で『あなたは障がい者なんだから、福祉避難所に行きなさい』と言われた会員もいました。このような状況を勘案し、次のことを要望いたします。

(1) 福祉避難所のことを多くの方に知っていただくために普段から広報してほしい。
(2) 福祉避難所だけで障がい者の避難が足りるわけではないのが実際なので、一般避難所でも障がい者が避難生活できることも併せて周知をお願いしたい。

4. アンケートを読んでいると、仮設住宅やこれからできるであろう震災復興住宅が障がい者仕様にできるのかどうかという不満や不安もありますが、自分がいた施設がなくなり行くところがなくなった方、仕事がなくなった方、情緒不安定になったりした方、介助が必要になった方など、今後の生活での課題は、会員の中でも様々です。以上のことから、次のことを要望します。

(1) 一人ひとりの情況が違うので、きめ細かい対応をお願いしたい。
(2) 被災した方に対してただ「法律がこうなっているからできない」というのではなく、どのようにしたらできるのかということを弾力的に考えてほしい。

以上

宮城県立船岡支援学校内 船岡養護学校同窓会事務局

〒989-1605

宮城県柴田郡柴田町船岡南 2-3-1

TEL 0224-54-2213

FAX 0224-54-2214

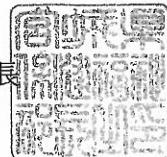
Mail dousoukai@funayou.myswan.ne.jp

学校 HP <http://www.funayou.myswan.ne.jp/>

障 第 7 7 3 号
平成24年9月19日

宮城県立船岡養護学校同窓会
会長 杉山 裕信 殿

宮城県保健福祉部長



要望への県の対応方針について（通知）

県政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年8月付けで要望のありました下記のことについては、別紙のとおりです
で、御理解願います。

記

「同窓会のアンケート結果から見る災害時における障がい者の支援についての要望」

保健福祉部障害福祉課企画推進班
電話：022-211-2538
メール：syoufukup@pref.miyagi.jp

別紙

担当	保健福祉部 保健福祉総務課 企画調整第一班（電話 022-211-2507） 総務部 危機対策課 防災対策班（電話 022-211-2375）
----	--

件名	<p>1. 避難所で障がい者が生活できるようなバリアフリー整備について</p> <p>(1) 福祉避難所を増やし、そこでのスタッフ体制なども決める。</p> <p>(2) 一般避難所のバリアフリー整備を進め、障がいによっては個室が提供でき、障がい者も避難生活ができるようにする。</p> <p>(3) 日中活動している施設を緊急福祉避難所として登録でき、福祉避難所並みのサポートが受けられるようにする。</p>
回	<p>指定避難所の設置・整備・運営及び障害者等災害時要援護者支援の取組は市町村が主体となって行っておりますが、県では「災害時要援護者ガイドライン」（平成18年10月）（以下、「県ガイドライン」という）を策定し、市町村における福祉避難所の事前指定等について支援してまいりました。</p> <p>県ガイドラインにおいては、「市町村は、当該福祉避難所の指定について、積極的に取り組む」とこととしており、福祉避難所として独立した適当な施設がない場合には「福祉避難室として避難所の適当な部屋を充てる」こと等を示しております。</p> <p>さらに、「避難所に指定された施設は、あらかじめバリアフリー化に努める」とこととともに、バリアフリー化されていない場合は早急に要援護者に配慮した施設整備をするよう定めております。</p> <p>県といたしましては、避難所のバリアフリー整備等について、今後の地域防災計画の改定等において検討してまいりますとともに、県ガイドラインをより実効性のある内容に改訂し、市町村における福祉避難所の指定等の災害時要援護者支援の取組が促進されるよう支援してまいります。</p>
答	

別紙

担当

保健福祉部 保健福祉総務課 企画調整第一班（電話 022-211-2507）

件名	2. 地域の力で避難生活ができる方法について (1) 地域の力を活用した災害時支援体制の構築について早急にとりかかっていただきたい。
回答	<p>国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においては、障がい者を含む災害時要援護者の支援にあたり、「市町村は、自助、地域（近隣）の共助の順で避難支援者を定め、地域防災力を高めること」「避難行動要支援者について、市町村は、関係機関（中略）、自主防災組織、近隣組織、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者（中略）等の様々な機関等と連携を図り、避難支援者の特定を進めること」とされております。</p> <p>また、県ガイドラインにおいては、「市町村は、平常時から消防団や自主防災組織、自治会、民生・児童委員等と連携を図り、災害発生時に各機関が具体的にどのような支援を行うのかといった役割分担や各機関が確認した安否情報、避難誘導の経過や結果の情報の集約方法などについて、互いに共通認識を持つことが重要」としております。</p> <p>県といたしましては、災害時要援護者の支援にあたっては、地域の力である「共助」が何よりも重要であると考えておりますので、引き続き、地域の力を活かした市町村の取り組みを支援してまいります。</p>
答	

別紙

担当	保健福祉部 保健福祉総務課 企画調整第一班（電話 022-211-2507） 総務部 危機対策課 防災対策班（電話 022-211-2375）
----	--

件名	<p>3. 福祉避難所に関する周知について</p> <p>(1) 福祉避難所を多くの方に知っていただくために普段から広報してほしい。</p> <p>(2) 一般避難所でも障がい者が避難生活できることもあわせて周知をお願いしたい。</p>
回	<p>国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（平成20年6月）においては、福祉避難所を指定した場合は、「広く住民に周知することとされております。</p> <p>また、県ガイドラインにおいても、福祉避難所の周知を図る際は、「要援護者にも分かりやすいよう、点字やイラスト、易しい言葉でルビを振るなどしたパンフレット・地図等を作成して周知に努めること」としております。</p> <p>県といたしましては、引き続き福祉避難所に関する情報の周知が図られるよう努めてまいりますとともに、市町村において一般避難所におけるバリアフリー化等、障がい者の避難生活に配慮した避難所の整備を進め、すべての方が利用できる旨、各種媒体を通じて広報が図られるよう、引き続き市町村を支援してまいります。</p>
答	

別紙

担当

土木部 復興住宅整備室 復興住宅整備班（電話 022-211-4251）

件名	4. 仮設住宅や震災復興住宅（災害公営住宅）の障がい者仕様について (1) 一人ひとりの情況が違うのできめ細やかな対応をお願いしたい。 (2) 「法律がこうなっているからできない」というのではなく、どのようにしたらできるのか彈力的に考えてほしい。
回 答	各市町では、災害公営住宅の整備戸数や住戸の仕様を整理するため、被災者の住宅再建に関する意向調査を実施しており、この内容を踏まえて、最大限きめ細やかな住宅整備が行われるよう、県として市町を指導してまいります。